

5. 関 連 情 報

1) グリーン・ツーリズム（農家民宿等）にかかる関係機関窓口

項 目	所 管 部 署	電話番号
○ 民宿を建設・営業にかかる法令関係機関		
旅館業法関係 （営業許可）	福祉保健部薬務衛生課環境衛生係	098-866-2215
消防法関係 （消防用設備の設置確認）	文化環境部消防防災課消防係	098-866-2143
建築基準法関係 （建築物の新築・改築・増築にかかる確認申請）	土木建築部建築指導課指導係	098-866-2413
食品衛生法関係 （民宿で食事を提供する場合等の営業許可）	福祉保健部薬務衛生課環境衛生係	098-866-2215
水質汚濁法関係 （厨房・洗濯・入浴施設等の設置許可）	福祉保健部薬務衛生課水道係	098-866-2215
○ 用地取得・確保にかかる法令関係機関		
農振法関係 （農用地区域内における開発行為等の制限）	農林水産部農政経済課地域計画班	098-866-2257
農地法関係 （農地等の転用の許可）	農林水産部農政経済課農地調整班	098-866-2257
都市計画法関係 （敏計画区域における開発行為等の許可）	土木建築部建築指導課	098-866-2413
○ 融資関係機関	沖縄振興開発金融公庫	
農林漁業資金 （農業基盤整備資金） （農業経営基盤強化資金） （中山間地域活性化資金）	融資第2部生業融資班	098-941-1840
生業資金 （基本資金）	融資第2部生業融資班	098-941-1795
生活衛生資金 （振興事業貸付）	融資第2部医療・生活衛生融資班	098-941-1830
新規事業関連支援融資 （女性起業家・高齢者起業家支援資金）	融資第1部出資・経営管理班	098-941-1775
○ 促進関係機関（県の農政部門の行政組織）	農林水産部まちと村の交流促進班	098-866-2263
情報・組織化関係	農林水産部村づくり計画課企画管理班	098-866-2263
女性起業関係	農林水産部営農支援課営農担い手班	098-866-2280
消費流通関係	農林水産部流通政策課マーケティング班	098-866-2255
交流施設整備関係	農林水産部村づくり計画課企画管理班	098-866-2263
○ 関連団体機関		
国の外郭団体	（財）都市農山漁村交流活性化機構	03-3548-2711
県の観光施策部門の行政組織	商工労働部観光企画課総括調整班	098-866-2763
県の地域振興部門の行政組織	企画部地域・離島課地域振興班	098-866-2370
県の教育部門の行政組織	教育庁生涯学習振興課	098-866-2746
エコツーリズム関係	文化環境部自然保護課	098-866-2243
ブルーツーリズム関係	農林水産部水産課	098-866-2300
森林ツーリズム関係	農林水産部森林緑地課	098-866-2295

2) 農家民宿等にかかる規制緩和状況（H16に全国で可能となった事例）

① 旅館業法の適用範囲の拡大

客室面積が33㎡以下でも、簡易宿泊所としての許可を得ることが可能となりました。
(旅館業法施行令第1条第3項第1号)

② 道路運送法の適用除外

農家民宿の宿泊者に対する宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は、道路運送法の許可対象外であることが、明確となりました。(送迎客から宿泊料金と別に送迎料金を徴収する場合は対象)
(道路運送法第4条関係)

③ 旅行業法の適用除外

農家民宿が、グリーン・ツーリズムの企画を販売・公告する場合、自ら行う販売・公告は、旅行業法の対象外であることが、明確となりました。
(旅行業法第3条関係)

3) 農家民宿等にかかる字句の定義

① 農家民宿（ファームイン）

正式には「農林漁業体験民宿」といい、「都市農山漁村交流活性化機構」に登録している民宿をいう。農家の副業として、ある程度の収入を求めるもので、宿泊料を徴収できるが、旅館業法（簡易宿所）の適用を受ける。

② 農家民泊（ファームステイ）

農村生活体験の一環として、友人や親戚として泊める私的行為のため宿泊料としては徴収しない。(体験料としての徴収、謝礼としての受け取りは可能)

③ 農村民宿

農家の副業として、ある程度の収入を恒常的に求めるもので、宿泊料を徴収はできるが、旅館業法の適用を受ける。(前記「機構」との関係は不用)

④ 農村民泊

大分県安心院町が提唱した制度で、「農泊」ともいう。宿泊料は謝礼として受け取るが、会員制とする。

⑤ 民 宿

生業として恒常的に収入を求めるもので、旅館業法の適用を受ける。(前記「機構」との関係は不用)

⑥ 民 泊（ホームステイ）

一般の民家で、友人や親戚を泊める私的行為、または一時的（国体等）にボランティアで宿泊させる行為をいい、宿泊料を徴収しない。旅館業法の適用は受けない。

4) 各種ツーリズムの定義

体験交流を進めるツーリズムには、次のような区分で定義される場合がある。本計画では、この中のグリーン・ツーリズム（農村地域）を対象とする。

① エコツーリズム

エコツーリズムは、原自然（一次資源）を対象として自然体験・環境保全体験を行うもので、山林原野・自然河川・海浜海洋等がフィールドとなる。受け入れは、環境インストラクター・野外活動実践者等が主となる。

② グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムは、里地里山（二次資源）を対象として農山漁村生活体験・農林水産業生産活動体験を行うもので、農山漁村がフィールドとなる。受け入れは、農林漁家等が主となる。なお、ブルーツーリズム・森林ツーリズムも広義の意味でグリーン・ツーリズムに含まれる。

③ アミューズメントツーリズム

アミューズメントツーリズムは、人工物（三次資源）を対象として擬似体験を行うもので、都市部がフィールドとなる。受け入れは、観光業者等が主となる。なお、健康志向のウェルネスツーリズムも広義の意味で、これに含まれる。